

米 関 連 3 法 案

米粉・エサ米法案

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案（概要） について

平成21年2月
農林水産省

I 趣旨

米穀の新用途（米粉用・飼料用等）への利用を促進するため、米穀の生産者とその加工品の製造業者が連携した取組に関する計画及び新品種を育成するための計画に係る制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し農業改良資金の償還期間を延長する等の支援措置を講ずる。

II 法案の内容

(1) 基本方針の策定

農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定める。

(2) 事業計画の作成

① 生産製造連携事業計画

新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品（米粉・飼料等）の製造事業者（必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。）と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

② 新品種育成計画

稲の新品種の育成を行おうとする者は、新品種を育成する事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

(3) 支援措置

① (2)の①の計画の認定を受けた場合には、農業改良資金助成法の特例（償還期間の延長等）や食品流通構造改善促進法の特例（食品流通構造改善促進機構による債務保証の範囲の拡大等）等の措置を講じる。

② (2)の②の計画の認定を受けた場合には、種苗法の特例（新品種の出願料・登録料の減免）の措置を講じる。

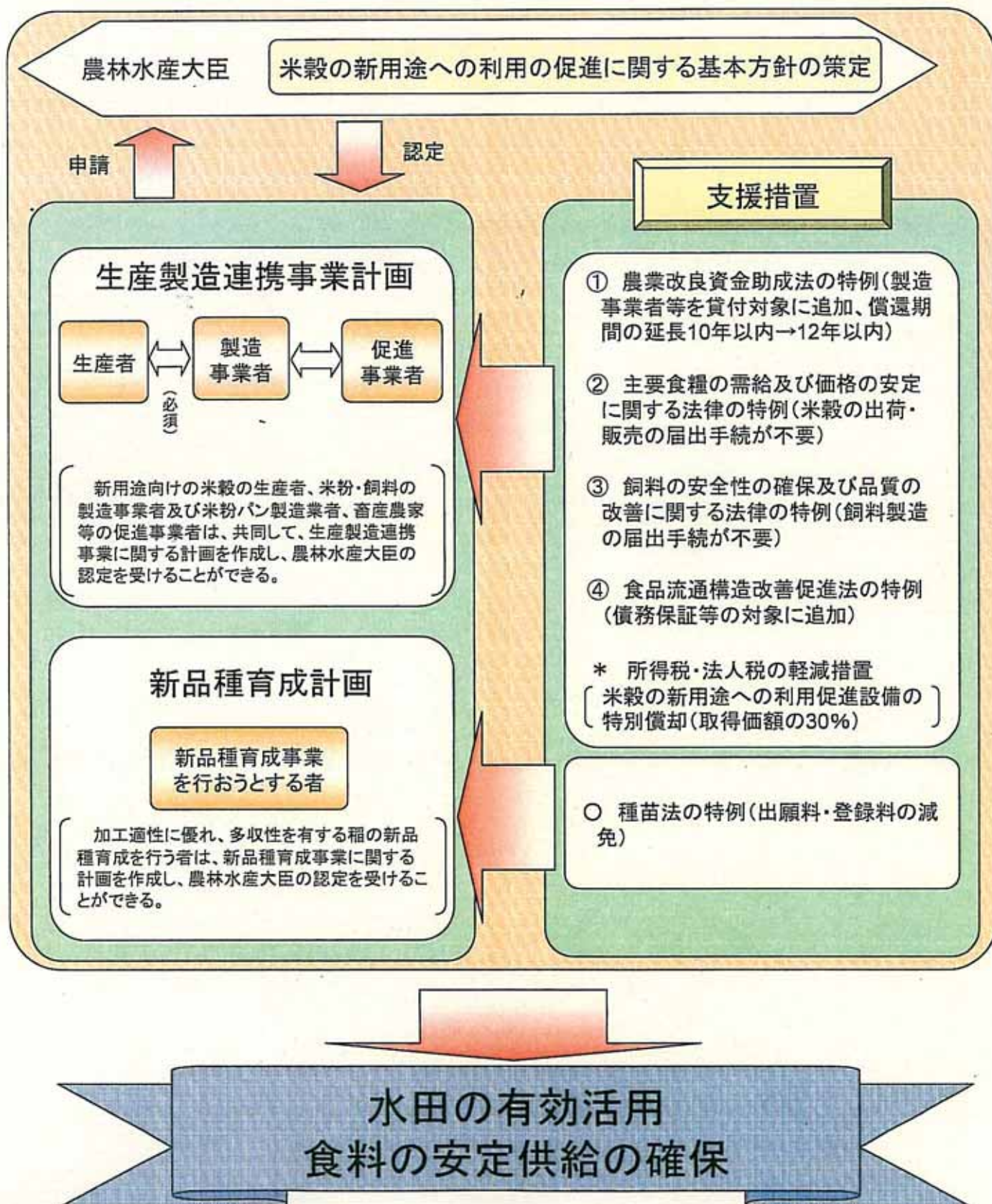
III 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日

米穀の新用途への利用の促進に関する法律案について

【法律の趣旨】

- 米穀の新用途(米粉用・飼料用等)への利用を促進し、我が国の貴重な食料生産基盤である水田を最大限に活用して食料の安定供給を確保



米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達
に関する法律案（概要）について

平成21年2月
農林水産省

I 趣旨

事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、米穀等に関し、食品としての安全性の確保、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、米穀等を取り扱う事業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける。

II 法案の内容

(1) 譲受け、譲渡し等に係る情報の記録等

- ① 米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者（米穀事業者）は、米穀等の譲受け、譲渡し等をしたときは、名称（指定米穀等にあつては、名称及び米穀の産地）、数量、年月日、相手方等を記録しなければならないこととする。（トレーサビリティ）

※ 米穀等：米穀及び米穀を原材料とする一定の加工品・料理で政令で定めるもの

※※ 指定米穀等：米穀事業者及び一般消費者が購入に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるもの

- ② 米穀事業者は、①の記録を一定期間保存しなければならないこととする。
③ 記録、保存義務違反に対する罰則を設ける。

(2) 一般消費者に対する産地情報の伝達

- ① 米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者に販売又は提供をするときは、米穀の産地を伝達しなければならないこととする。（産地情報の伝達）
② 米穀事業者が一般消費者に対する情報の伝達を行わない場合に、勧告及び命令を行うことができることとする。
③ 命令違反に対する罰則を設ける。

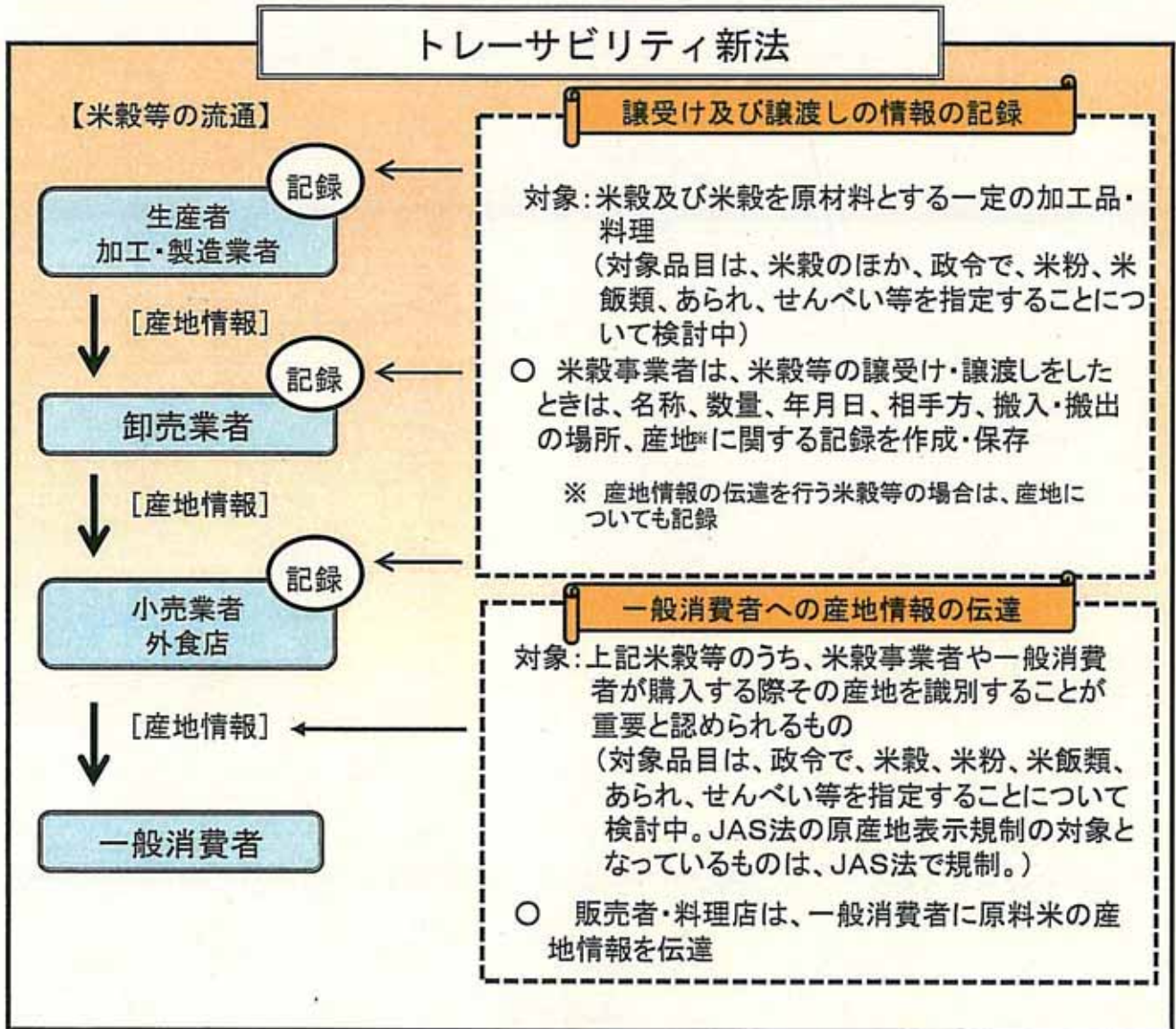
III 施行期日

- (1) 公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日
(2) 公布の日から2年6月を超えない範囲内で政令で定める日

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案の概要

【法律の趣旨】

- 食品事故への対応、表示の適正化、適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、トレーサビリティを導入し、米穀等の流通の透明性を高める。
- トレーサビリティを基礎として、米穀等の産地情報を一般消費者にまで伝達。



期待される効果

- 問題製品の迅速な回収
- 流通ルート of 早期特定
- 食品事故の原因究明や産地等の偽装表示の解明の促進
- 米穀の産地情報を一般消費者が入手

食糧法案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を 改正する法律案（概要）について

平成21年2月
農林水産省

I 趣旨

事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備する等の措置を講ずる。

II 法案の内容

(1) 出荷・販売事業者の遵守事項の導入

- ① 農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷・販売事業者が遵守すべき事項を定めることができることとする。
- ② 農林水産大臣は、出荷・販売事業者が遵守事項を遵守しない場合には、その者に対し、業務の方法を改善すべきことを勧告することができることとする。
- ③ 農林水産大臣は、勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。

(2) 罰則の強化

報告徴収・立入検査拒否等に対する罰則の強化を行う。

III 施行期日

- (1) 公布の日から1年を超えない範囲内で政令で定める日
- (2) 公布の日から20日を経過した日

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

【改正の趣旨】

- 米穀の需給・価格の安定を図るためには、加工用米など用途限定された米穀が、定められた用途に適切に供されることが不可欠。
- 米穀を取り扱う事業者に対する確に報告徴収や立入検査を実施するための担保措置の強化が求められている。

食糧法改正

遵守事項の創設

事業者の遵守すべき事項

主食用以外に用途(加工原材料用、飼料用等)を限定された米穀については、当該用途以外に使用・販売してはならないこと等

罰則の強化

報告徴収・立入検査拒否

30万円以下の罰金

↓

6月以下の懲役又は
50万円以下の罰金

農林水産大臣による勧告・命令

- 事業者が上記の基準を遵守しない場合、その改善を勧告
- 事業者が勧告に従わない場合、勧告に係る措置をとるべきことを命令

命令違反の罰則

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

- 米穀の横流しの防止
- 米穀の需給・価格の安定

